

令和５年度第２回さいたま市総合教育会議

次 第

日時 令和６年３月２１日（木）

１５時３０分から１７時００分まで

場所 さいたま市役所議会棟２階第６委員会室

１ 開 会

２ 市長挨拶

３ 議 事

- (１) 令和５年度第１回総合教育会議協議事項に関する取組状況等について
- (２) 「こどもまんなか社会」の推進・少子化対策について
- (３) さいたま市コミュニティ・スクールの推進について

４ 閉 会

<資料>

- ・ 次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 席次
- ・ 資料１ 令和５年度第１回総合教育会議協議事項に関する取組状況等について
- ・ 資料２ 「こどもまんなか社会」の推進・少子化対策について
- ・ 資料３ さいたま市コミュニティ・スクールの推進について
- ・ 参考１ さいたま市総合教育会議運営要綱
- ・ 参考２ さいたま市総合教育会議傍聴人要領

令和5年度第2回さいたま市総合教育会議
出席者名簿

1 構成員

市長	清水 勇人
教育委員会教育長	竹居 秀子
教育委員会委員（教育長職務代理者）	大谷 幸男
教育委員会委員	石田 有世
同	伊藤 華英
同	小山 和也

2 構成員以外

(1) 市長部局

① 都市戦略本部

本部長	佐野 篤資
総合政策監	山中 浩太郎

② 子ども未来局

子ども育成部長	阿部 晴光
子ども育成部子ども政策課長	高橋 格

(2) 教育委員会事務局

副教育長	栗原 章浩
管理部長	高木 泰博
管理部参事	丹 能成
管理部参事兼教育政策室長	田中 修
学校教育部長	野津 吉宏
生涯学習部長	辻 美由紀
生涯学習部生涯学習振興課長	辰市 健太朗

令和5年度第2回さいたま市総合教育会議
席 次

清水市長

大谷委員

伊藤委員

竹居教育長

石田委員

小山委員

総合政策監	都市戦略本部長	副教育長	管理部長	学校教育部長	生涯学習部長
-------	---------	------	------	--------	--------

都市経営戦略部 副理事		子ども育成部長	管理部参事		
----------------	--	---------	-------	--	--

	都市経営戦略部 参事	子ども政策課長	教育政策室長	生涯学習振興 課長	
--	---------------	---------	--------	--------------	--

事務局 (都市経営戦略部)					
------------------	--	--	--	--	--

傍聴席・報道席					
---------	--	--	--	--	--

令和5年度 第1回総合教育会議に関する取組状況等について（R5.7.27開催）

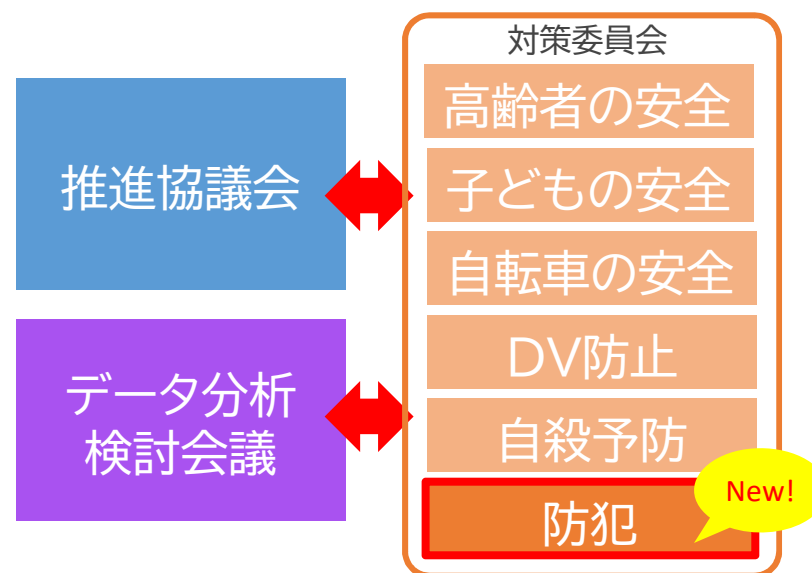
◎防犯のまちづくりの推進について

・令和4年に刑法犯認知件数が増加に転じたことにより、子どもの声かけ事案等増加が懸念されることから、特に刑法犯認知件数が多い各鉄道駅周辺区域に「街頭防犯カメラ」を設置する。

・地域・警察・企業・行政が一体となり、犯罪が起こりにくいまちづくりをさらに推進する。

- ・ コロナ禍の反動による刑法犯認知件数増加や、「事故・防犯」施策に対する市民の要求の高さ等を踏まえ、データに基づく対策を実施し、安全・安心に暮らせる地域社会の実現を推進するため、令和5年12月、さいたま市セーフコミュニティに「防犯対策委員会」を設置した。

- ・ 「街頭防犯カメラ」について、令和5年度は、大宮駅西口に5台（更新）、武蔵浦和駅東口及び南浦和駅西口にそれぞれ2台、東大宮駅西口に3台の設置を行う契約を締結した。



さいたま市のセーフコミュニティの推進体制

- ・ 令和5年10月18日、10月24日、12月18日に、埼玉りそな銀行・埼玉県警察本部と共催で、特殊詐欺をはじめとする金融犯罪の防止に向けた「銀行・警察から学ぶ 金融犯罪防止セミナー」を開催した。

令和5年度 第1回総合教育会議に関する取組状況等について（R5.7.27開催）

◎AEDの普及について

主に教育委員会所管施設で普及している「ASUKAモデル」について、市長部局所管の市有施設や民間の子ども関連施設への普及を図る。

- 1 子ども未来局子育て未来部と連携し、下記のとおり、「ASUKAモデル」を普及
 - ・ 9月30日の「明日（あす）も 進む いのちの日」の時期に合わせて、幼稚園、保育園、放課後児童クラブの子どもたちを対象にAEDの働きを伝えたり、設置場所を確認したりする取組を実施した。
 - ・ 幼稚園、保育園、放課後児童クラブの保護者に、「ASUKAモデル」やAEDについて知ってもらうために、保護者が送り迎えを行う際に確認する各施設の掲示板等にチラシを掲出した。
 - ・ 就学前施設園長会において、「ASUKAモデル」の取組や傷病者発見時対応訓練の流れや様々な想定事例、役割分担をして迅速に対応することの重要性等について実演を交えながら公立保育園長に説明を行った。また、幼稚園や民間の保育園においても「ASUKAモデル」の周知を行った。
 - ・ 従来行っている訓練に加えて、「ASUKAモデル」の動画等を活用しながら、訓練を実施した保育園の職員からは、「死戦期呼吸を動画で見ると息をしているように見えるので、ASUKAモデルにあるように判断に迷う場合は次の対応に進みたい。」「保護者や救急隊に事実を伝えることが大切だと思った。」等の感想をいただき、「ASUKAモデル」の重要性を感じていただくことができた。

- 2 市立全中学校の正門へ24時間誰でも使えるAEDを設置
 - ・ 市内の企業から、地域貢献のため、AED及び屋外型AED収納ボックス58台を寄贈いただき、有事の際、学校関係者及び市民がAEDを利用することができるように、市立全中学校58校の正門等に設置した。



「こどもまんなか社会」の推進・ 少子化対策について

子ども未来局子ども育成部子ども政策課

I 教育施策に深く関連する、最近の市政の動き

1 国の「次元の異なる少子化対策」における問題意識

こども未来戦略（令和5年12月閣議決定）

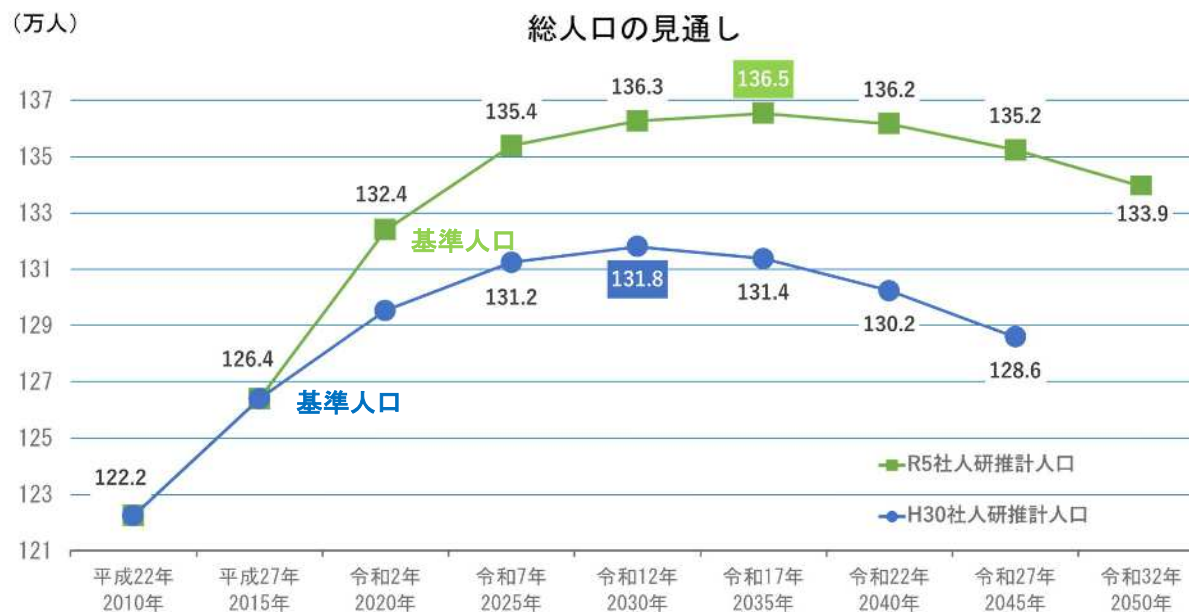
- 若年人口が急激に減少する**2030年までが「日本のラストチャンス」**
 - 人口減少が続けば、持続的な経済成長や社会保障制度の維持が困難に

- 子ども・子育て政策の強化に当たっての**3つの基本理念**
 - 1 若い世代の所得を増やす**
児童手当の拡充、出産等の経済的負担の軽減・高等教育費の負担軽減等
 - 2 社会全体の構造・意識を変える**
育休をとりやすい職場づくり、育休制度の抜本的拡充等
 - 3 全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する**
幼児教育・保育の質の向上、こども誰でも通園制度の創設等

I 教育施策に深く関連する、最近の市政の動き

2 さいたま市の問題意識

- 本市が人口のピークを迎える2035年までの間に、「住み続けたい都市」・「選ばれる都市」として「シンカ」する必要
 - 社会保障人口問題研究所の推計では、本市は2035年頃に人口のピークを迎えるが、その後必ず訪れる**人口減少のショックを和らげる必要**



I 教育施策に深く関連する、最近の市政の動き

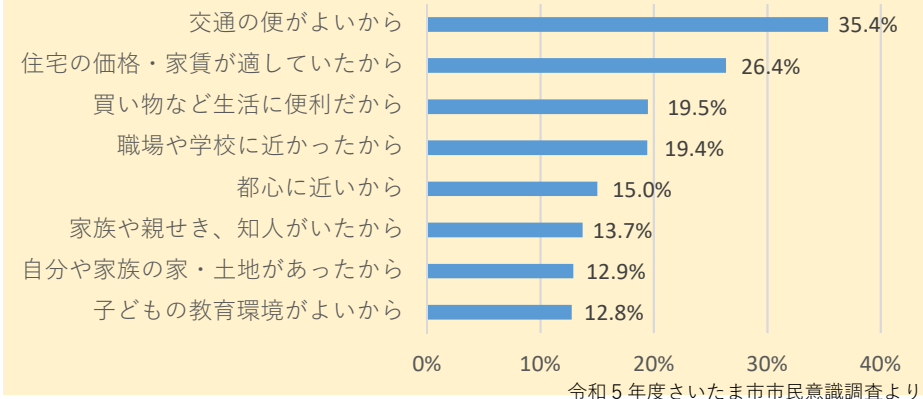
3 さいたま市の施策展開

➤ 国の「次元の異なる少子化対策」にも呼応した、市独自の「子ども・子育て関連施策」の充実

- 「住み続けたい都市」・「選ばれる都市」であり続けるためには、「子育て楽しいさいたま市」を実現できるかが鍵
 - 年少人口の転入超過数は9年連続で全国1位

転入理由としては、
交通利便性の高さ
東京都区部と比べた住居費の安さ
教育環境の良さ
が挙げられている。

市外の転入者が本市を選んだ理由
(回答があった24項目のうち、上位8項目を抽出)



- 国の子ども未来戦略に呼応し、本市においても部局横断的に対策を検討するため、令和5年8月に「こどもまんなか・少子化対策会議」を設置し、以下の柱を基本に令和6年度予算において本市も充実した「子ども・子育て関連施策」を展開
 - I 結婚、妊娠・出産期から青年期まで切れ目のない経済的支援の充実
 - II 親子の絆を社会全体で支える子育て支援の充実
 - III 良好な教育環境と居場所の確保

子ども・子育て関連施策の充実

本市では、各ライフステージに合わせた切れ目ない支援を実施することで、安心して子育てできる環境づくりを推進し、「子育て楽しいさいたま市」の実現を目指しています。

子ども・子育て関連 令和6年度当初予算額
1,577.1億円（対前年度 +183.6億円 +13.1%）
◎令和5年度12月、2月補正予算における予算額 40.2億円
（主に子どもや子育て家庭を対象とする事業に係る予算額（掲載事業以外にも含み、教職員・保育士など経常的な職員人件費は除く））

16か月予算計
1,617.3億円

結婚、妊娠・出産期

乳幼児期（就学前）

学齢期（小・中学生）

青年期（高校生年代）

I 結婚、妊娠・出産期から青年期まで切れ目のない経済的支援の充実

【結婚支援】

- ・SAITAMA出会いサポートセンター（恋たま）と連携したデジタル技術を活用した婚活事業の利用促進
- ・商工会議所青年部と連携した婚活事業の支援

【妊娠・出産】

- ・早期不妊検査費・不育症検査費に対する支援
- ・出産育児一時金の支給（国民健康保険）
- ・伴走型相談支援と合わせたパパママ応援ギフト（10万円）を支給
- ・新生児に市独自の応援金（1万円）を支給
- ・第3子以降の新生児に市独自の応援金（5万円）を支給

【拡】児童手当の拡充（所得制限の撤廃、支給期間を高校生年代まで延長、第3子以降の支給額を増額、支給回数を年3回から6回に増加）

【拡】子育て支援医療費助成の拡大（入院・通院の医療費を助成、対象年齢を高校生年代まで拡大、所得制限・自己負担なし）

- ・幼児教育・保育の無償化（原則3～5歳）

【新】低所得の子育て家庭児童進学支援金助成事業の創設（受験料等・大学等入学一時金）

- ・就学援助制度の実施

- ・入学準備金や奨学金貸付の実施

【新】大学等進学「夢」支援の創設（大学等入学一時金等）

【拡】児童扶養手当の拡充（所得制限の緩和、第3子以降の支給額を増額）

ひとり親家庭等への医療費助成（ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図るため、入院・通院の医療費を助成）

【新】養育費立替事業、養育費差押えサポート事業の創設（ひとり親家庭の養育費の安定的な確保を支援）

【R6年度当初・R5年度12月補正】低所得の子育て世帯に向けた物価高対策としての特別給付金（5万円）を支給

II 親子の絆を社会全体で支える子育て支援の充実

【子育て支援サービス】

【拡】産後ケア事業の拡充（利用者負担軽減措置を拡大）

【拡】子育てヘルパー派遣事業の充実（1歳未満の乳児がいる家庭の利用できる日数を拡大）

【拡】ファミリー・サポート・センター利用支援事業の拡大（利用料の助成対象を多胎児世帯にも拡大）

【施設サービス】

子ども家庭総合センター（あいばれっと）や市内に18箇所ある児童センターの運営（子ども・家庭、地域の子育て機能を支援）

- ・子育て支援センターの運営
- ・単独型子育て支援センターでの子どもの一時預かり事業
- ・認可保育所、認定こども園、小規模保育事業等の充実
- ・市独自の子育て支援型幼稚園の充実
- ・送迎保育ステーションの管理運営

【拡】保育士人材確保施策の拡充（奨学金返済支援事業の創設・保育補助者雇上強化事業・保育所ICT化推進事業・保育体制強化事業の拡大）

【新】こども誰でも通園制度の試行的実施

【拡】私立幼稚園等の「特別な教育的支援が必要な幼児」への支援の充実

【拡】保育所等における医療的ケア児等の受入促進

【親子の絆を深める取組】

- ・新生児に絵本を贈るブックスタート事業
- ・父親向け講座、イベント等の開催、父子手帖の発行（パパサンデー、さいたまパパ・スクール）
- ・孫育て講座の開催、祖父母手帳の発行

【新】全ての児童を対象とした小学校の施設を活用した放課後の居場所づくりのモデル事業の実施

【拡】民設放課後児童クラブの整備促進

III 良好な教育環境と居場所の確保

- ・グローバル・スタディの推進
- ・温かい学校給食の提供（自校式給食）

- ・国際バカロレア教育の取組の推進
- ・大宮北高等学校のスーパーサイエンスハイスクール（SSH）事業の実施

【拡】小学校35人学級の実施

【拡】不登校等児童生徒への支援の充実（Growth）

【拡】スポーツを科学する生徒の育成（2画面比較アプリ・映像解析アプリの全校展開）

- ・学校施設のリフレッシュの推進
- ・【R6年度当初・R5年度2月補正】学校トイレ洋式化の推進

【拡】武蔵浦和駅周辺地区に公共施設（義務教育学校等）を整備

【拡】大和田地区に小学校を整備

【拡】生活困窮世帯の子どもへの学習支援等

【新】養育環境等に課題を抱える児童のための居場所づくり

- ・困難を抱える若者を支援する若者自立支援ルームの運営

【拡】子どもの居場所づくり事業（子ども食堂等への支援）の対象拡大

「こどもまんなか社会」に向けた主な取組

1 こどもまんなかの理念に基づく取組

【新】児童センター子ども運営会盟のモデル事業実施

【拡】子どもの提案の対象年齢の拡大

- ・大学生と協働したSNS等の活用の見直し
- ・高校生と連携したホームページやラジオCMの制作
- ・中学生職場体験事業「未来（みら）くるワーク体験」の推進
- ・市立学校への「未来（みら）くる先生」の派遣
- ・探求学習プログラム「さいたまエンジン」の実施

2 仕事と子育ての両立を率先して推進

- ・職員のワークライフバランスの推進

3 こどもを社会全体ではぐくむ取組

【新】子ども・青少年希望（ゆめ）基金の創設

- ・SDGs企業認証制度の見直し
- ・コミュニティ・スクールの推進
- ・放課後チャレンジスクール、土曜チャレンジスクール
- ・子育て支援情報交換会（桜区）の開催

IV その他

【拡】第3期さいたま子ども青少年のびのび希望プランの策定等

【新】こども・子育て支援の充実・強化のための（仮称）大宮警察署跡地公園の整備

Ⅱ さいたま市の「子ども・子育て関連施策」に占める「教育行政」の重み

- 「住み続けたい」・「選ばれる」要因として、本市の教育水準の高さに対する期待の高さ
公立学校における教育の質が担保されていることにより、家庭の経済状況等に大きく左右されず、子どもたちが質の高い教育を受けられるという期待
- 誰一人取り残されない学びの保障
不登校等児童生徒や生活困窮世帯の子どもへの学習支援など、誰もが学びや成長の機会を享受できる環境の構築

Ⅲ 教育施策に関連する検討の視点

こども未来戦略（令和5年12月閣議決定）より要約

質の高い公教育を再生し充実させるため、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策の推進、学校における働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援の一体的な推進、国策としてのGIGAスクール構想の更なる推進※などの取組を着実に進めていくことが重要である。

※不登校・いじめ対策や学校における働き方改革の推進に当たっては、地域の関係者との連携・協働も重要であることから、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図る。

- 本市の教育行政において、特に課題となっている事項、検討すべき事項は
- 地域とどのように協働し、推進していくか
- 誰一人取り残さず、安心して子育てできる環境づくりに必要な施策は

コミュニティ・スクール のこれから

教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習振興課

「日本一幸せな子ども」をはぐくむために

「こどもまんなか社会」に向けた主な取組

1 こどもまんなかの理念に基づく取組

2 仕事と子育ての両立を率先して推進

3 こどもを社会全体ではぐくむ取組



コミュニティ・スクールの推進

※こどもまんなか・少子化対策会議資料より

こどもの居場所づくりに関する指針

令和5年12月（こども家庭庁）

放課後を含め、学校が
多くのこどもにとっての
居場所となることが求められている

放課後児童対策パッケージ

令和5年12月（こども家庭庁・文部科学省）

コミュニティ・スクールの
仕組みを活用した
放課後児童対策の推進

◆◆ 本日の流れ ◆◆

1. データから見るさいたま市

2. 「日本一幸せな子ども」をはぐくむために

1. データから見る さいたま市

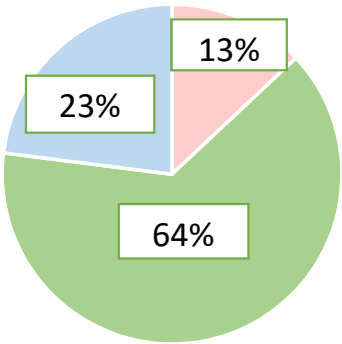


さいたま市の世代別人口

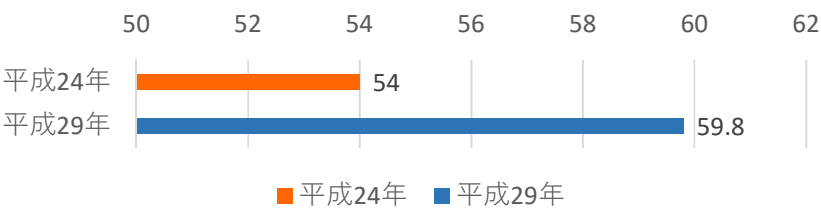
さいたま市の人口推移 令和6年3月1日現在

年齢	男	女	合計	年齢	男	女	合計	年齢	男	女	合計
0～4歳	26,440	25,427	51,867	40～44歳	47,250	44,666	91,916	80～84歳	23,615	32,123	55,738
5～9歳	30,278	28,319	58,597	45～49歳	52,590	49,874	102,464	85～89歳	12,919	20,551	33,470
10～14歳	30,680	29,210	59,890	50～54歳	57,422	55,346	112,768	90～94歳	4,603	10,319	14,922
15～19歳	30,925	29,281	60,206	55～59歳	48,681	46,262	94,943	95～99歳	850	3,194	4,044
20～24歳	36,152	35,114	71,266	60～64歳	38,890	37,294	76,184	100～104歳	85	475	560
25～29歳	40,498	40,850	81,348	65～69歳	32,890	32,195	65,085	105～109歳	3	33	36
30～34歳	41,962	40,658	82,620	70～74歳	33,933	37,214	71,147	110～114歳	0	0	0
35～39歳	44,746	42,697	87,443	75～79歳	30,705	37,484	68,189	115歳以上	0	0	0

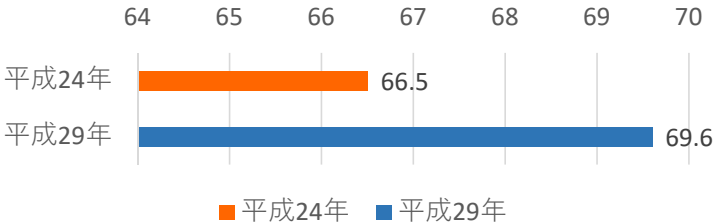
年齢	男	女	合計
14歳以下	87,672	83,084	170,756
15～64歳	439,432	422,210	861,642
65歳以上	139,349	173,128	312,477
人口総数	666,453	678,422	1,344,875



就業率（60～74歳男性）



就業率（25～49歳女性）



14歳以下 15～64歳 65歳以上

H 29就業基本構造調査
より

令和5年度さいたま市民意識調査より

現在参加している・今後参加したい地域活動

順位	現在参加している地域活動	割合 (%)
1位	自治会	35.4
2位	P T A	7.5
3位	スポーツの同好会・サークル	7.3
4位	趣味・娯楽の同好会・サークル	6.5
5位	子ども会	3.7
6位	放課後・土曜チャレンジスクール	2.3
6位	文化芸術の同好会・サークル	2.3



順位	今後参加したい地域活動	割合 (%)
1位	趣味・娯楽の同好会・サークル	16.1
2位	スポーツの同好会・サークル	9.3
3位	文化芸術の同好会・サークル	8.4
4位	自治会	8.2
11位	子ども会	3.2
14位	老人会	2.7
15位	放課後・土曜チャレンジスクール	2.4
16位	P T A	2.0

	特にない	44.3
	無回答	8.2



	特にない	38.6
	無回答	22.9

※20項目から複数回答

令和5年度さいたま市民意識調査より

今後行政に力を入れて欲しい施策（32項目中） ※○はいくつでも

順位	施策	割合（％）
1位	高齢者福祉	47.1
2位	公共交通・道路	44.9
3位	事故・防犯	41.2
4位	生活・自然環境	39.6
5位	子育て支援	39.2
6位	防災・治水	39.1
10位	学校教育	32.3

上位の施策の一層の充実を図るためには、
行政だけでは限界がある

順位	施策	割合（％）
16位	生涯学習	23.3
21位	青少年	17.5
29位	コミュニティ	12.2

自治会加入率

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
加入率	66.6%	65.8%	65.1%	64.1%	63.5%	62.4%	61.4%	60.3%	59.5%

自治会加入率も減少

「さいたま市自治会加入促進について」（令和元年6月）さいたま市自治会連合会
「自治会活動・運営の手引」（令和5年4月）さいたま市自治会連合会

「地域の人たちは、自分たちを見守り、支えてくれている」

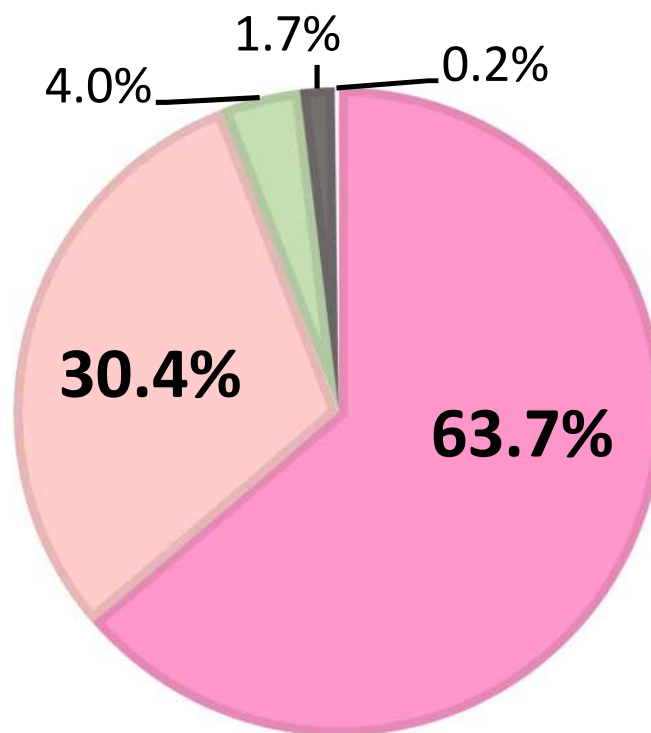
(令和5年度さいたま市学習状況調査 生活習慣等に関する調査より)



登下校見守り



交流活動



■ そう思う

■ どちらかといえば、そう思わない

■ どちらかといえば、そう思う

■ そう思わない



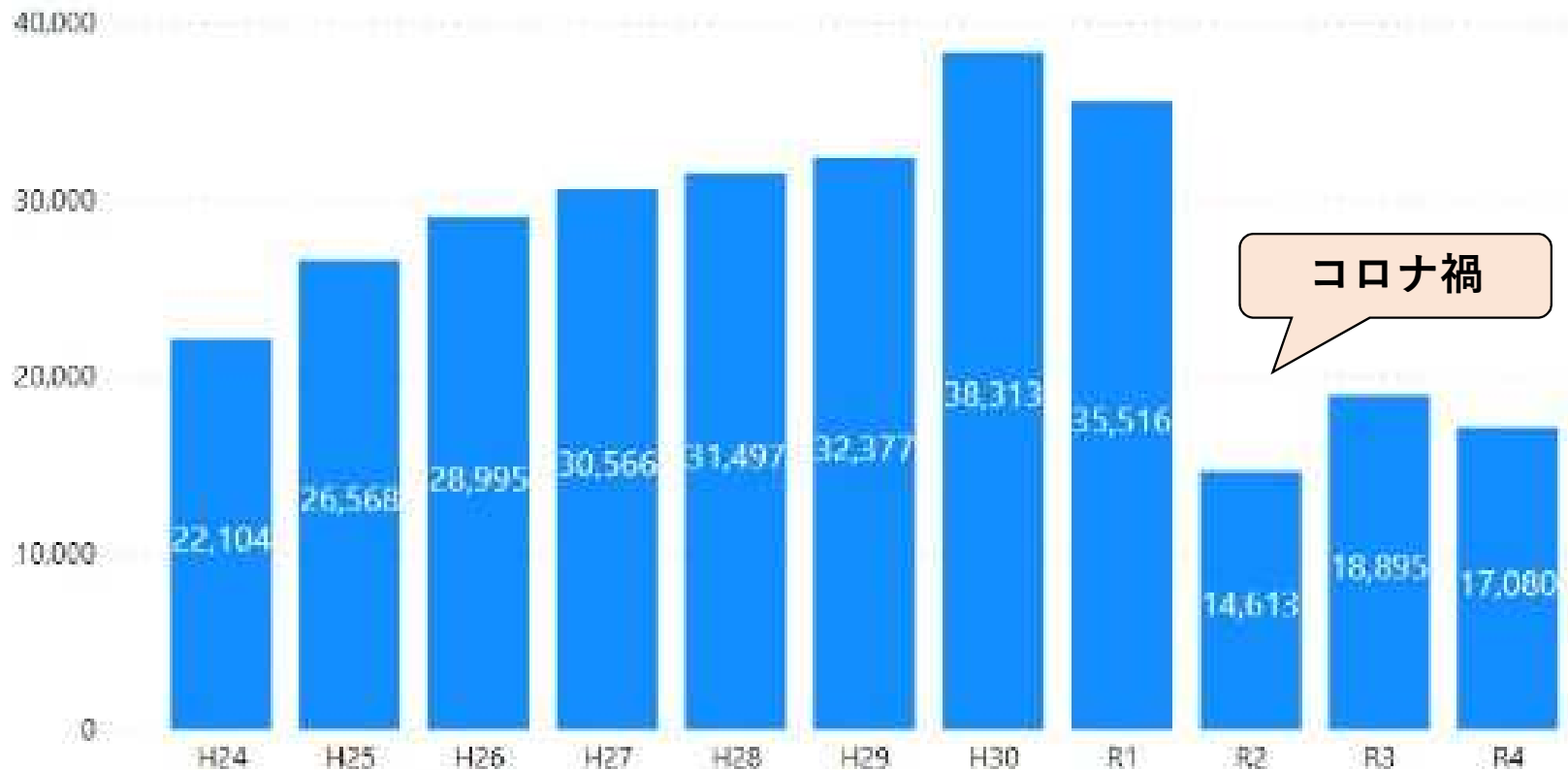
チャレンジ
スクール



学習支援

スクールサポートネットワーク（地域学校協働本部）

ボランティア数（実数）の推移



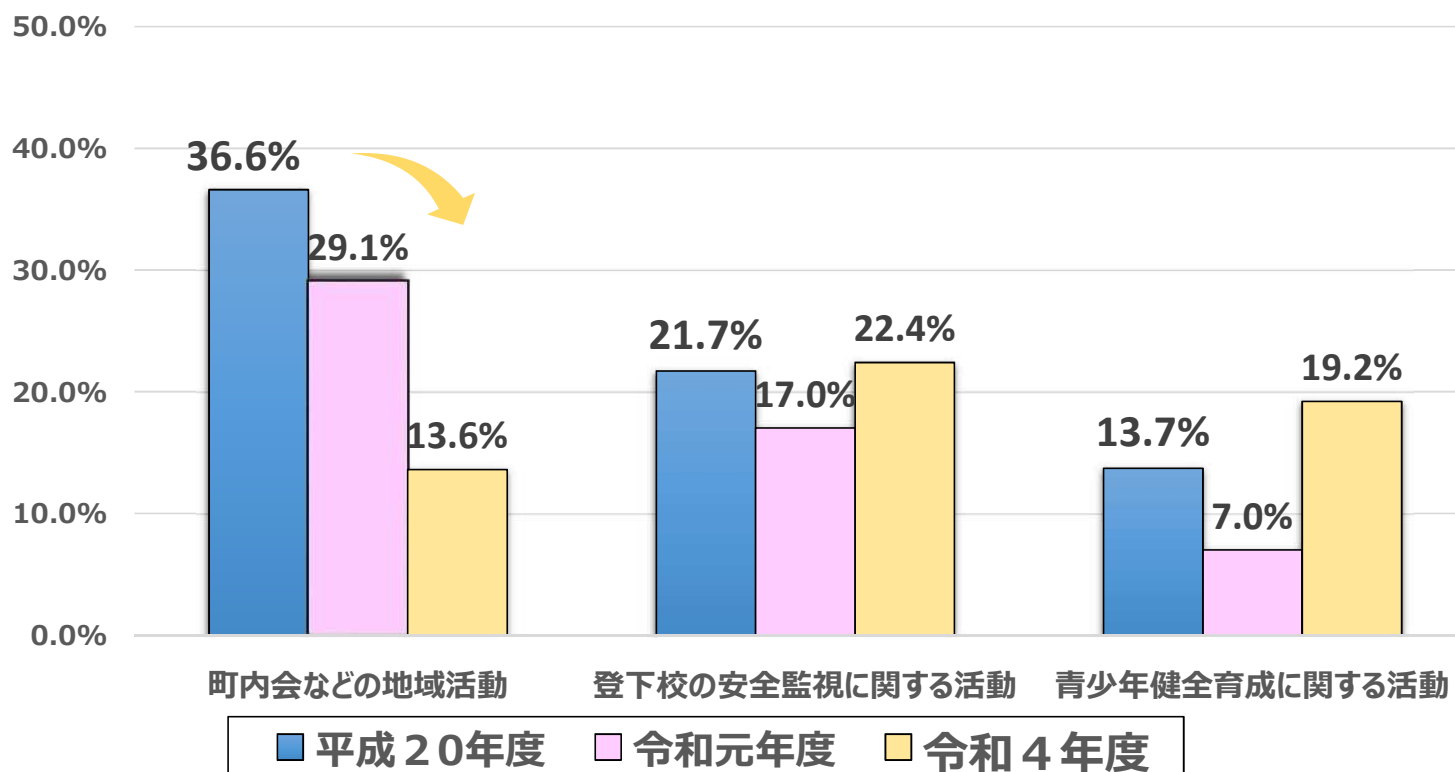
市立学校では地域学校協働活動が大変活発で、令和元年度は約3万人以上のボランティアが活動しており、本市の教育の質の向上の要因にもなっていた。コロナ禍の影響により、数が激減した。また、ボランティアの固定化・高齢化により、人材不足が課題となっている。

人々の社会への貢献意識

私達が生活する未来の地域とは……

社会の一員として、何か社会の役に立ちたいと「思っている」と答えた人に、複数回答

社会への貢献内容



「社会意識に関する世論調査」 (内閣府) [_gov-online.go.jp](https://www.gov-online.go.jp)

2. 「日本一幸せな子ども」

をはぐくむために



「日本一幸せな子ども」をはぐくむために

子どものWell-being（幸せ）を保障する教育

●予測困難な時代の教育に求められるもの

- ・ **社会の多様化**により子どもたちを取り巻く環境が大きく変化
- ・ 学校が抱える課題も**複雑化・困難化**

→子どもたちが**エージェンシー**を身につけることが必要

自分の幸せな人生と豊かな社会を創造するため、学校で学んだことを地域社会で生かし、
他者と協働し、自分の考えや行動で、自身の生活や世の中を変えようと行動する力

※大人たちが子どもたちの**ロールモデル**となることが「鍵」



●コミュニティ・スクールによる連携・協働の充実

- ・ 学校を「**生涯の学びの拠点**」として、コミュニティ・スクールを推進する
- ・ 「**子どものWell-being（幸せ）を保障する教育**」を、学校・家庭・地域が連携・協働して共に創ることが地域のWell-being（幸せ）の循環を生む

→**子どもたちを社会全体ではぐくむこと（地域総がかりでの教育）**により
子どもたちのエージェンシーを育てる



地域コミュニティに根差した個人と
地域全体のWell-being（幸せ）の向上

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



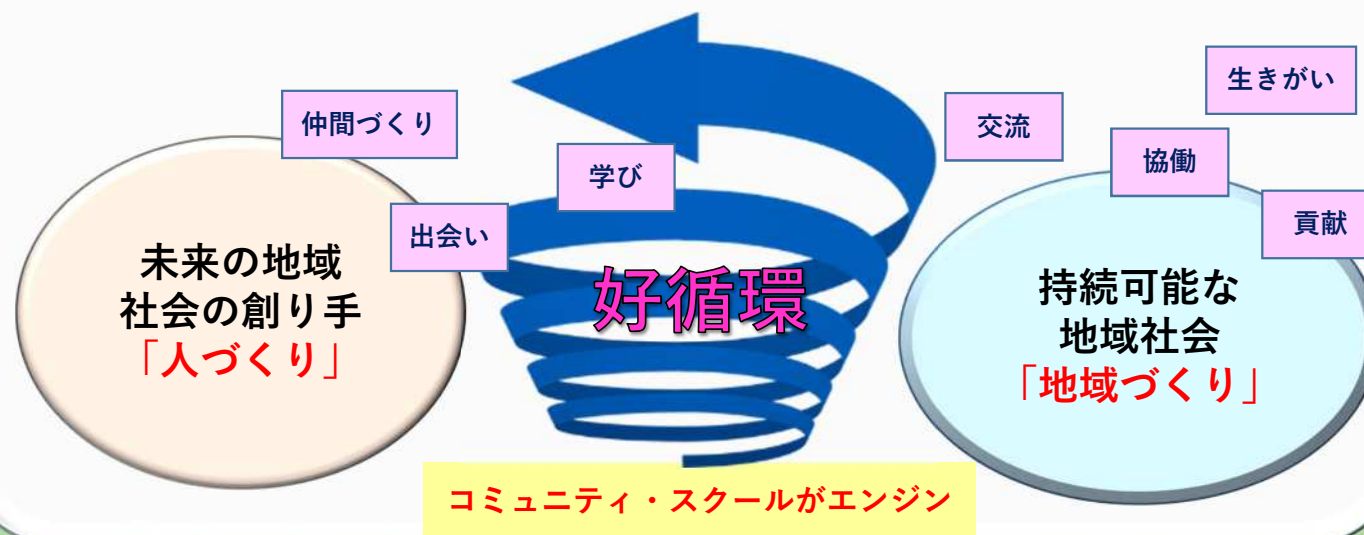
学校・家庭・地域の教育力の向上

子どもと大人一人ひとりの可能性が引き出され諸課題が解決

生涯の学びの拠点

学校運営
の改善

地域の
活性化



「日本一幸せな子ども」をはぐくむために

こども基本法（基本理念）

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- 3 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

コミュニティ・スクール (学校運営協議会)

校長の学校運営に関する
基本的な方針を承認するなど、
ガバナンス機能をもち、
校長の学校運営をサポート



R4年度から全校実施

SSN（地域学校協働本部）

地域学校協働活動の本部として、
学校と地域のネットワークを充実し、
児童生徒の**安心安全な環境づくり**、
学びや体験活動を提供



登下校の見守り



PTAによる
様々な活動



学習支援・
体験活動

H22年度から

一体的
連携・
協働



学校地域連携
コーディネーター

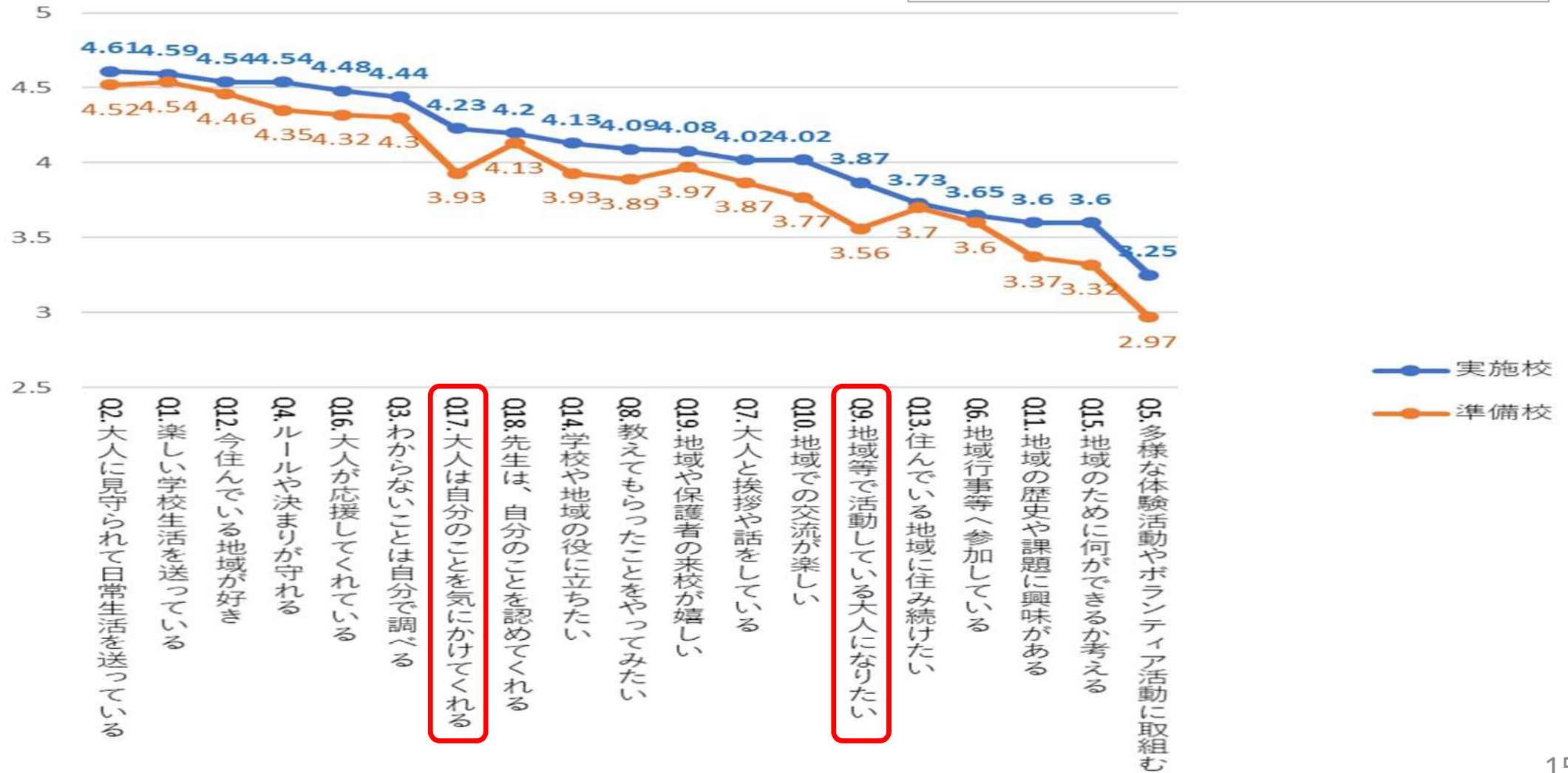
教育委員会

意見の
申出

指導・
助言

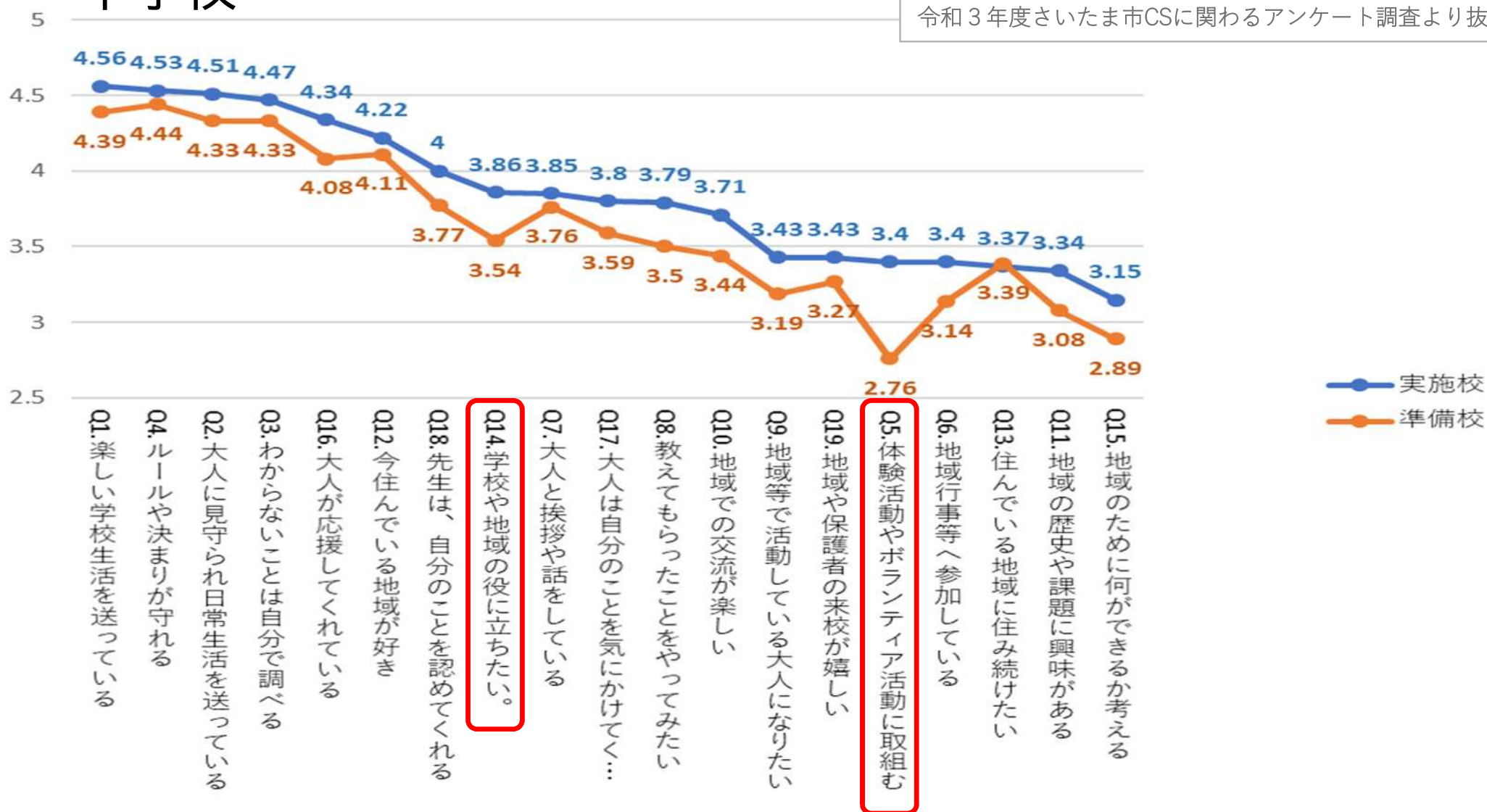
小学校

令和3年度さいたま市CSに関わるアンケート調査より抜粋



中学校

令和3年度さいたま市CSに関わるアンケート調査より抜粋



地域全体でエージェンシーをはぐくむ

～地域における活動事例～

「南区ふるさと
ふれあいフェア」
への参加」
(大谷場中学校)



「地域の方々に
感謝の気持ちを
届ける挨拶運動」
の実施
(岸中学校)



「令和5年度全国学力・学習状況調査」 さいたま市の結果より

地域や社会をよくするために
何かしてみたいと思う。

(「当てはまる」「どちらかとい
えば、当てはまる」を
あわせた値)

令和5年度			
	さいたま市		全国
	市	全国との差	
小6	84.5	+7.7	76.8
中3	66.9	+3.0	63.9

◆協議事項◆**子どもの活躍の場**の創出

学校で
学んだことを
生かす場面

多くの他者と
協働する場面

自身の生活や
世の中を少しでも
変えられたと実感
できる場面

さいたま市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、さいたま市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会議の招集は、市長があらかじめ会議の日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(会議の主宰)

第3条 会議は、市長が主宰する。

(構成員等以外の出席者)

第4条 法第1条の4第2項に規定する構成員及び同条第5項に規定する関係者又は学識経験を有する者のほか、市長が必要と認めた市職員は、会議に出席することができる。

(傍聴)

第5条 会議を傍聴しようとする者は、市長の許可を得て、会議を傍聴することができる。ただし、法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を非公開としたときは、この限りでない。

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(議事録の作成及び公表)

第6条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を非公開とした部分にあっては、公表しないことができる。

(議事録の記載事項)

第7条 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 会議に出席した者の職及び氏名
- (3) 議題及び議事の概要
- (4) その他市長が必要と認めた事項

(庶務)

第8条 会議の庶務は、都市戦略本部において処理する。

附 則

この要綱は、平成27年6月4日から施行する。

さいたま市総合教育会議傍聴人要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 会議を傍聴しようとする者（報道関係者を除く。以下この項において同じ。）は、傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならない。ただし、傍聴しようとする者の同伴する児童又は乳幼児については、この限りでない。

2 傍聴の受付は、会議の開催当日、開催場所において、開催定刻30分前から10分前までの間に行うものとする。

3 市長は、会議の開催場所等の状況により必要があると認めるときは、傍聴を認める定員の数を制限することができる。その場合において、傍聴を予定する者の決定は、原則として抽選により行う。

4 第1項の傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、係員の請求があったときは傍聴券を提示し、その指示に従わなければならない。

(報道関係者の傍聴に係る手続等)

第3条 報道関係者は、取材等のため会議を傍聴しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた者は、会議を傍聴するときは、腕章等を着用することにより、報道関係者であることを明示しなければならない。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、市長の許可を得た場合には、この限りでない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 撮影又は録音をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

(退場)

第6条 傍聴人は、市長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに、退場しなければならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は、市長の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、平成27年6月4日から施行する。

受付番号_____	
傍 聴 券	
さいたま市総合教育会議（平成 年 月 日開催分）	
さいたま市長	
注1 この傍聴券は、本日の傍聴に限り有効です。	
2 この傍聴券は、他人に譲渡又は貸与することはできません。	
3 係員の請求があったときはこの傍聴券を提示し、その指示に従ってください。	

【傍聴することができない者】	
(1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者	
(2) 酒気を帯びていると認められる者	
(3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者	
(4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者	
【傍聴人の守るべき事項】	
(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。	
(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。	
(3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。	
(4) 撮影又は録音をしないこと。	
(5) 飲食又は喫煙をしないこと。	
(6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。	
(7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。	
※ 傍聴人が上記事項を守らなかった場合は、退場していただくことがあります。	